

平成24年度から個人の市 県民税及び固定資産税・都 市計画税の「前納報奨金」 が廃止になりました

前納報奨金制度は廃止となりましたが、今までどおり納付書または口座振替による全期前納(一括納付)はできますので、引き続き、早期納税へのご協力をお願いいたします。

◎口座振替のお申し込みをされている方で、全期前納から期別納付への切り替えを希望される方は、**5月22日(火)**までに、税務課収納グループにご連絡ください。

※切り替え手続きには時間がかかるため、直前の申し込みには対応できませんので予めご理解願います。

住民税申告はお済みですか？

次の①から④のような方は住民税の申告が必要になります。

- ①給与所得のある方で勤務先から下野市に「給与支払報告書」の提出がない方。
- ②給与所得のある方で給与所得以外に所得のあった方。
- ③営業・不動産・農業等の所得があった方。
- ④公的年金の所得がある方で**確定申告不要制度**(※)に当てはまらない方。

確定申告不要制度

※平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

確定申告不要制度により、確定申告を行わなかった方のうち(ア)公的年金以外の所得がある方(イ)控除内容に変更や追加のある方(公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除・障害者控除・寡婦控除等の記載がない、あるいは生命保険料控除・医療費控除等を追加する場合は)、住民税の申告が必要になります。

ご注意ください

- ・所得税が納付または還付になる方は、税務署での確定申告が必要になります。
- ・確定申告を行った方は住民税の申告を兼ねていますので、申告の必要はありません。
- ・所得の有無について確認がとれない方につきましては、後ほどご確認の通知を差しあげることがあります。

固定資産税・都市計画税

納税通知書を発送します

●平成24年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月中旬に発送します。合わせて課税明細書を同封しますので、課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数)が多い方は、納税通知とは別に課税明細書が送られます。

●平成24年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限は5月31日(木)です。

●口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

●コンビニエンスストアでも納付することができます。

(但し、納期限を過ぎたもの、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付についてはお取り扱いできませんので金融機関等で納付してください。)

資産税に関するQ&A

Q 地価が下落することにより、土地の税額も下がりますか？

A 地価の下落により、評価額が前年度より下がった土地でも、負担調整措置により税額が上昇する場合があります。

負担調整措置とは、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は、税額を引き下げたり据え置く一方、負担水準が低い土地については、段階的に税額を引き上げていく仕組みのことです。

Q 平成20年9月に住宅を新築しましたが、平成24年度分からの固定資産税が高くなるのはなぜですか

A 新築した家が一定の要件を満たすときは、居住部分120㎡までの税額が新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税額が2分の1に減額される特例があります。この場合、平成21,22,23年度分については、この特例に該当し減額されていましたが、平成24年度分からこの特例による減額がなくなります。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、一定の要件を満たすときは5年間に限り、同様の減額措置があります。(平成24年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にハガキで通知します。長期優良住宅の認定を受けている新築家屋については、減額期間がさらに2年間延長されています。)